

質問回答書

回答日: 令和6年9月11日

案件名称: 大阪市児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託(長期継続)

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
1	募集要項	7	6 応募手続き等に関する事項(5) 企画提案書の提出 必須記載項目(イ) 収支計画書	収支計画書の提出にあたり、積算上限額がありますが、これを計算するためのチーフマネージャーの賃金の想定額はいくらですか、月額と時間給額でお知らせください。	チーフマネージャーの賃金については、各事業者で設定されるものであるため、本市想定金額を示すことはできません。 募集要項【別紙1】『各「いきいき」登録児童数・利用児童数・支援が必要な児童数・実施日数(令和5年度実績)』、【別紙2】『各「いきいき」の利用児童数・活動場所数・職員配置数(令和6年4月)』、【別紙6】『令和6年4月時点の各「いきいき」職員在籍数等』、【別紙7】『積算上限額一覧(1年間の人件費・物件費別)』、【別紙8】『各「いきいき」職員の年間延べ業務時間(令和5年度実績)』を参考に提案してください。
2	募集要項	7	6 応募手続き等に関する事項(5) 企画提案書の提出 必須記載項目(イ) 収支計画書	収支計画書の提出にあたり、積算上限額がありますが、これを計算するためのスタッフ支援員の賃金の想定額はいくらですか? 時間給でお知らせください。	スタッフ支援員の賃金については、各事業者で設定されるものであるため、本市想定金額を示すことはできません。 募集要項【別紙1】『各「いきいき」登録児童数・利用児童数・支援が必要な児童数・実施日数(令和5年度実績)』、【別紙2】『各「いきいき」の利用児童数・活動場所数・職員配置数(令和6年4月)』、【別紙6】『令和6年4月時点の各「いきいき」職員在籍数等』、【別紙7】『積算上限額一覧(1年間の人件費・物件費別)』、【別紙8】『各「いきいき」職員の年間延べ業務時間(令和5年度実績)』を参考に提案してください。
3	募集要項	1	2 業務内容に関する事項(2) 業務内容	提供される入退室管理アプリ等に関して各教室等で児童の入室状況の管理をする場合、端末が複数台必要な場合は必要台数の確保は入退室管理アプリ業者の負担ですか? 運営管理受託業者が負担するのですか?	入退室管理アプリ等を活用した児童いきいき放課後事業 運営・管理支援業務において、設置する端末数は、同事業の募集要項の添付資料である「入退室管理アプリ等を活用した児童いきいき放課後事業 運営・管理支援業務委託(長期継続)仕様書」【別紙5】「端末設置場所」をご参照ください。(掲載ホームページは下記参照) これを超えて設置したい場合は、本業務委託の提案内容である「収支計画書」における委託料の中に含めていただくことになります。 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000632187.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000632187.html</a>
4	募集要項	9	6 応募手続き等に関する事項(5) 企画提案書の提出 必須記載項目(ロ) 研修の実施	研修の実施について研修はDVDによる研修やYoutubeによる研修も可能なのですか? また、研修を委託契約で外部の団体(各区社会福祉協議会)の職員用研修に参加しても可能ですか?	研修の内容については、募集要項P9「(ロ) 研修の実施」に関する提案事項となり、質問いただいた内容での提案も可能です。
5	【別紙11】児童いきいき放課後事業実施要綱	-	-	児童いきいき放課後事業実施要綱 第14条災害補償制度に関して、児童の安全を守り、事故や怪我は活動内で起こさせないことが基本ですが、万が一相当重症。重篤な負傷を児童が被った場合、訴訟問題等に発展する可能性もあると考えられます。こうした場合を想定して、第14条災害補償制度とは別の受託業者として賠償責任保険等に加入するべきなのでしょう? また、そうした受託団体が訴訟の対象となるのでしょうか?	募集要項【別紙11】「児童いきいき放課後事業実施要綱」第14条における、災害補償制度の適用範囲については、仕様書【別紙17】「令和7年度「児童いきいき放課後事業災害補償制度」のしおり」の「6 補償金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合」をご参照ください。 賠償責任にかかる訴訟の対象になるかについては、過失の程度や起因等により様々なケースが考えられるため、保険等の加入については、各事業者でご判断ください。
6	様式5-1、様式5-2 企画提案書	-	-	様式5-1および5-2は、記載する項目や様式を守ってれば、パワーポイントやエクセルでの作成は可能でしょうか。またフォントサイズの指定や、枚数制限や図の使用規定がございましたらご教示ください。(枚数制限がある場合、表紙も枚数に含まれるか否かについてもご教示ください)	【様式5-1】及び【様式5-2】「企画提案書」の作成にあたり、文章作成ソフト、フォントサイズ、枚数及び図の使用については、制限等ございません。
7	-	-	-	活動プログラムの実施にあたり、多目的室や空き教室、体育館など週1回程度定期的に確保利用できるよう各小学校の協力は可能かご教示ください。	活動プログラムの実施にあたり使用できる活動場所は、仕様書【別紙3】『各「いきいき」活動室の活動場所一覧』をご参照ください。これ以上に活動場所を確保する場合には、各小学校との調整が必要となります。各小学校との調整にあたっては、必要に応じて本市も協力いたします。
8	仕様書	5~9	第2 事業運営・管理 4 職員の配置基準及び資格	児童観察等で配慮が必要になる児童が入室した場合、新たな増額、配置基準額があればご教示ください。	児童観察等で配慮が必要になる児童にかかる配置基準については、仕様書P7「(5) 支援を必要とする児童へ対応するスタッフ支援員の配置」をご参照ください。これにかかる経費は、募集要項【別紙7】「積算上限額一覧(1年間の人件費・物件費別)」に含まれていることを前提に、「3収支計画書」をご提案ください。
9	募集要項	2	2 業務内容に関する事項(4) 契約期間(予定)	準備期間に要する費用は、受託事業者の負担とあるが、引継ぎ保育に係る委託費は発生しないのかご教示頂きたい。	質問にある「引継ぎ保育」がどのようなことを想定されているか分かりかねますが、契約締結日から令和7年3月31日までの引継ぎ期間中の児童の対応については、現行事業者が行います。
10	-	-	-	在勤務されている職員は、職員自身の意思もあるかもしれませんが転籍となるのか、他のいきいきへ移動しての勤務となり、人員は0人から募集することとなるのかをご教示ください。	旧事業者の職員に対して転籍等の意思をご確認いただくこととなります。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
11	仕様書	5	第2 事業運営・管理 3 いきいき内放課後 児童健全育成事業	放課後児童支援員認定研修の配置がありますが、従事者候補となる職員は研修を受けることができるということでしょうか？また、その研修は令和7年3月までに、希望する人数を受講させることはできるかご教示ください。	本公募に申請いただいた事業者は、放課後児童支援員認定研修の受講が可能です。本研修については、1回の受講につき4日の参加が必要となり、受講日については次のとおりです。 日程1の受講日：令和7年1月10日（金）・1月14日（火）・1月23日（木）・1月31日（金） 日程2の受講日：令和7年1月17日（金）・1月21日（火）・1月30日（木）・2月7日（金） 受講を希望する場合は令和6年10月4日（金）までに、子ども青少年局企画部青少年課放課後事業グループ（TEL:06-6684-9573）までご連絡ください。
12	仕様書	5	第2 事業運営・管理 4 職員の配置基準及び資格	配置職員の呼称について 配置職員（チーフマネージャー・スタッフ支援員）の呼称について、当法人では現行、チーフマネージャーを運営指導員、スタッフ支援員を地域指導員と独自の名称を使用しておりますが、継続して問題ないでしょうか？	配置職員については、募集要項【別紙15】「いきいき再構築の取組」の記載のとおり、処遇を改善するとともに、【別紙11】「児童いきいき放課後事業実施要綱」第9条及び仕様書P5「4 職員の配置基準及び資格」において、職員の責務・役割を明確にしております。それに合わせて、配置職員の呼称を変更していることから、呼称に応じた、適切な運営・管理を行うよう仕様書を見直したところです。
13	募集要項	2	2 業務内容に関する 事項（3）事業規模 （契約上限額）	医療的ケア児を受け入れる場合の看護師等の配置に係る経費について ① 募集要項1ページ 2 事業内容に関する事項（3）事業規模（契約上限額）下から2行目に「医療的ケア児を受け入れる場合の看護師等の配置に係る経費は、必要に応じて別途加算する。」とありますが、年度の途中で受け入れ児の増減があった場合、契約変更を行うということでしょうか？ また、加算額については、どの時点で支払われるのでしょうか？	年度途中で受け入れ児の増減が有り、かつ、看護師等の配置数を変更せざるを得ない場合は、契約変更となりますが、加算額の支払時期については、別途協議させていただきます。
14	【別紙11】児童いきいき放 課後事業実施要綱	-	-	医療的ケア児を受け入れる場合の看護師等の配置に係る経費について ② 実施要項 別表1（支援を必要とする児童に対する配置基準）に「運営主体は、受け入れにあたり保護者への聞き取りなどにより、上記配置基準に基づき、適切な対応を行わなければならない。 ただし、必要に応じて支援が必要な児童1名につき、スタッフ支援員を2名配置することができる。」とありますが、当法人の専門知識を有する職員及び看護師の判断で配置してよいのでしょうか？	支援内容の決定については、仕様書【別紙8】「支援を必要とする児童（医療的ケア児を含む）の受入について」をご参照ください。
15	仕様書	3	第1 基本事項3 運 営・管理上の体制(3) 運営委員会	仕様書3ページ「〇〇小学校児童いきいき放課後事業運営委員会規約様式」について 規約第6条は、これまでの「協議・決定事項」から、「協議事項」へと変更されていますが、その主旨についてご教示ください。また、決定は誰が行うのでしょうか？	募集要項【別紙11】「児童いきいき放課後事業実施要綱」第12条において運営主体及び運営委員会の役割等を定めていますのでご参照ください。
16	【別紙15】いきいき再構築の 取組	-	-	いきいき再構築の取組【別紙15】③活動時間 延長の充実について 朝延長の随時（スポット利用）について、学校休業日の「午前8時～午前8時30分」で「年額5,000円」となっていますが、一時利用は受けられないものと想定してもよいのでしょうか？	時間延長に関する保護者負担金（一時利用）については、募集要項【別紙11】「児童いきいき放課後事業実施要綱」別表2をご参照いただき、平日、学校休業日（土曜日を除く）のいずれにも適用されるものとなっております。
17	書式5-1 企画提案書	-	3 収支計画書	企画提案書様式5-1⑦ 3 収支計画書（1）収支について ① 「②支出」の項目にのみ（税込）の表示がありますが、その他（「①収入」、「③収支」、「人件費・物件費のそれぞれの支出内訳」）は税抜で表示するのでしょうか？	「②支出」については、物品等購入する場合に必要な消費税については計上していただく主旨です。なお、人件費については、消費税はかからないものと考えています。 委託料総額にかかる消費税については、別途加算するため、【様式5-1】「企画提案書」3 収支計画書においては、「①収入」「③収支」は税抜きとなります。
18	書式5-1 企画提案書	-	3 収支計画書	企画提案書様式5-1⑦ 3 収支計画書（1）収支について ② 募集要項に「受託金額（大阪市委託料）は、公募単位の積算上限額を超えて提案した場合は、失格とする。」とありますが、「③収支（大阪市委託料）」の金額欄が公募単位の積算上限額内であれば良いのでしょうか？	お見込みのとおりです。
19	書式5-1 企画提案書	-	3 収支計画書	企画提案書様式5-1⑦ 3 収支計画書（1）収支について ③ 活動時間延長の利用状況により、当初見込みより収入の増減が生じた場合も委託料の変更は生じないとの考え方でよいのでしょうか？	お見込みのとおりです。
20	-	-	-	その他 ① 活動時間延長の利用実績（①一時利用とそれ以外が区別できる ②1日あたりの人数がわかる）の資料があればご提供ください。	時間延長にかかる経費については、過去の実績から、すべての活動室においてチーフマネージャー1人及びスタッフ支援員1人の配置に要する金額を募集要項【別紙7】「積算上限額一覧（1年間の人件費・物件費別）」に計上しています。
20	様式5-1、様式5-2 企画提案書	-	-	その他 ② 企画提案書の様式について、若干の様式の変更は可能でしょうか。（枠外にはみ出るなど。）	若干の変更であれば可能です。
21	【別紙11】児童いきいき放 課後事業実施要綱	-	-	①延長利用について 延長申込が0であったいきいきについては、延長実施がなく、延長時間帯の指導員配置は必要ないと理解で正しいのでしょうか？	時間延長については、事前申込が不要となる一時利用を実施することから、延長申込の有無だけでは、延長実施についての判断はできないものと考えます。

項番	資料名称	該当員	該当項目	質問内容	回答
22	【別紙11】児童いきいき放課後事業実施要綱	-	-	②延長利用について 延長申込があり、延長実施が決まっていきたいいきいき活動室について。当日の延長利用者が0の場合、その日は、指導員の配置は必要ないとの理解で正しいでしょうか？	時間延長については、事前申込が不要となる一時利用を実施することから、延長申込の有無だけでは、延長実施についての判断ができないため、募集要項【別紙7】「積算上限額一覧（1年間の人件費・物件費別）」においては、すべての時間延長について職員を配置する経費を計上しております。
23	【別紙11】児童いきいき放課後事業実施要綱	-	-	③延長利用について 延長申込があり、延長実施が決まっていきたいいきいき活動室について。延長利用児童が全員帰宅したら、指導員は帰宅してもよいのでしょうか？	上記「質問22」と同様の回答となります。